

4月
使用分から

下水道・農業集落排水

使用料を改定します

【問い合わせ先】

下水道課 ☎ 82-1164

新使用料金（1か月につき）

一般汚水	使用水量		使用料
	基本料金	～ 10 m ³	1,312.5 円
超過料金 (1 m ³ につき)	11 m ³ ～ 20 m ³	168.0 円	
	21 m ³ ～ 50 m ³	210.0 円	
	51 m ³ ～	241.5 円	
公衆浴場汚水	基本料金	～ 10 m ³	1,312.5 円
	超過料金 (1 m ³ につき)	11 m ³ ～ 20 m ³	168.0 円
		21 m ³ ～ 40 m ³	210.0 円
		41 m ³ ～	42.0 円

※上記表に基づいて算定した使用料を2か月分を1期として請求させていただきます。(1円未満切り捨て)

※改定前の平成20年3月までの料金表は区分が細かく分かれるため、上記表には掲載することができませんでした。ご了承ください。(市のホームページからご覧いただけます)。

●使用料を市内全域で統一します●

下水道及び農業集落排水の使用料は、平成17年3月の合併後も地区ごとに別々の料金体系となっていました。昨年の12月市議会において、市内全域の使用料の統一と公共下水道事業の経営健全化に伴う使用料の改定議案が承認・可決されました。平成20年4月使用分として徴収する使用料から上記表のとおり新料金でお支払いいただくこととなります。

●下水道普及率は44.1%●

公共下水道は、雨水の排除による浸水防止、汚

水の排除処理による生活環境の改善、河川や海等の公共水域の水質保全等、快適な市民生活を営むための重要な施設です。本市の公共下水道事業は、小野田地区が昭和46年度、山陽地区が昭和50年度の事業着手後、整備面積の拡大と普及に努め、平成18年度末までに約821haの整備を行い、普及率は44.1%となっています。

今後も下水道施設等の効率的な維持管理による一層の経費節減に努めてまいります。引き続き利用者みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

下水道排水設備指定工事店の指定申請

平成20年度山陽小野田市排水設備指定工事店の新規および更新の指定申請を下記のとおり受け付けます。

○指定基準

- ①責任技術者が1名以上専属していること
- ②工事の施工に必要な設備および機材を有していること
- ③山口県内に営業所があること
- ④市町村税の滞納がないこと

○受付期間 2月1日(金)～2月29日(金)

○指定期間 平成20年4月1日～平成25年3月31日

○手数料 新規：10,000円
更新：5,000円